

## 平成十九年厚生労働省令第十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令  
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令を次のように定める。

## （指定薬物）

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。

- 一 亜硝酸イソブチル
- 二 亜硝酸イソプロピル
- 三 亜硝酸イソペンチル
- 四 亜硝酸三級ブチル
- 五 亜硝酸シクロヘキシル
- 六 亜硝酸ブチル
- 七 四―アセチル―N・N―ジエチル―七―メチル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ〔四・三―f g〕キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
- 八 四―アセトキシ―N―イソプロピル―N―メチルトリプタミン及びその塩類
- 九 四―アセトキシ―N―エチル―N―メチルトリプタミン及びその塩類
- 十 四―アセトキシ―N・N―ジアリルトリプタミン及びその塩類
- 十一 四―アセトキシ―N・N―ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
- 十二 四―アセトキシ―N・N―ジエチルトリプタミン及びその塩類
- 十三 四―アセトキシ―N・N―ジメチルトリプタミン及びその塩類
- 十四 N―（―アダマンチル）―（―（五―クロロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十五 N―（―アダマンチル）―（―（シクロヘキシルメチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十六 N―（―アダマンチル）―（―（テトラヒドロ―二H―ピラン―四―イル）メチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十七 N―（―アダマンチル）―（―（テトラヒドロ―二H―ピラン―四―イル）メチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十八 N―（―アダマンチル）―（―（四―フルオロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 十九 N―（―アダマンチル）―（―（四―フルオロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十 N―（―アダマンチル）―（―（五―フルオロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十一 N―（―アダマンチル）―（―ペンチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十二 一―アダマンチル―ペンチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十三 一―アダマンチル―（―ペンチル―）H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類
- 二十四 N―（―アダマンチル）―（―ペンチル―）H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類
- 二十五 一―アダマンチル―（―（―メチルピペリジン―）―イル）メチル―）H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類
- 二十六 N―（―アミノ―）―（―オキソ―）フエニルプロパン―（―イル）―（―（シクロヘキシルメチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十七 N―（―アミノ―）―（―オキソ―）フエニルプロパン―（―イル）―（―（四―フルオロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十八 N―（―アミノ―）―（―オキソ―）フエニルプロパン―（―イル）―（―（五―フルオロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 二十九 N―（―アミノ―）―（―オキソ―）フエニルプロパン―（―イル）―（―（五―フルオロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十 N―（―アミノ―）―（―オキソ―）フエニルプロパン―（―イル）―（―（五―フルオロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十一 N―（―アミノ―）―（―三―ジメチル）―（―オキソ）フエニルプロパン―（―イル）―（―（シクロヘキシルメチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十二 N―（―アミノ―）―（―三―ジメチル）―（―オキソ）フエニルプロパン―（―イル）―（―（五―フルオロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十三 N―（―アミノ―）―（―三―ジメチル）―（―オキソ）フエニルプロパン―（―イル）―（―（五―フルオロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十四 N―（―アミノ―）―（―三―ジメチル）―（―オキソ）フエニルプロパン―（―イル）―（―（五―フルオロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十五 N―（―アミノ―）―（―三―ジメチル）―（―オキソ）フエニルプロパン―（―イル）―（―（五―フルオロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十六 N―（―アミノ―）―（―三―ジメチル）―（―オキソ）フエニルプロパン―（―イル）―（―（五―フルオロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十七 N―（―アミノ―）―（―三―ジメチル）―（―オキソ）フエニルプロパン―（―イル）―（―（五―フルオロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十八 N―（―アミノ―）―（―三―ジメチル）―（―オキソ）フエニルプロパン―（―イル）―（―（五―フルオロペンチル）―）H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三十九 二―アミノ―（―四―プロモ―）二―五―ジメトキシフエニル）エタノン及びその塩類
- 四十 N―（―アミノ―）―（―三―メチル）―（―オキソ）フエニル）エタノン及びその塩類

|     |                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------|
| 四十一 | N—(一)アミノ—三—メチル—一—オキソブタン—二—イル)———(二—フルオロベンジル)——H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類 |
| 四十  | N—(一)アミノ—三—メチル—一—オキソブタン—二—イル)———(五—フルオロペンチル)——H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類 |
| 四十二 | N—(一)アミノ—三—メチル—一—オキソブタン—二—イル)———(五—フルオロペンチル)——H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類 |
| 四十三 | N—(一)アミノ—三—メチル—一—オキソブタン—二—イル)———(五—フルオロペンチル)——H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類 |
| 四十四 | 二—(四—アリルオキシ—三—五—ジメトキシフェニル)———(五—フルオロペンチル)——H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類    |
| 四十五 | 七—アリル—N—N—ジエチル—四・六・六a・七・八・九—ヘキサヒドロインドロ「四・三—f g」キノリン—九—カルボキサミド及びその塩類    |
| 四十六 | 二—(イソプロピルアミノ)———(三—メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類                             |
| 四十七 | 一—(四—イソプロピルフルフェニル—二・五—ジメトキシフェニル)プロパン—二—アミン及びその塩類                       |
| 四十八 | N—イソプロピル—N—メチルトリプタミン及びその塩類                                             |
| 四十九 | N—イソプロピル—五—メトキシ—N—メチルトリプタミン及びその塩類                                      |
| 五十  | 一 酸化二窒素                                                                |
| 五十一 | インダン—二—アミン及びその塩類                                                       |
| 五十二 | 一—(インダン—五—イル)———(ピロリジン—一—イル)ブタン—一—オン及びその塩類                             |
| 五十三 | 一—(インダン—五—イル)———(ピロリジン—一—イル)ヘキサン—一—オン及びその塩類                            |
| 五十四 | 二—(H—インドール—三—イル)———(二・二・三—テトラメチルシクロプロパン—一—イル)メタノン及びその塩類                |
| 五十五 | 一—(H—インドール—五—イル)プロパン—二—アミン及びその塩類                                       |
| 五十六 | 二—(エチルアミノ)———(インダン—五—イル)ペンタン—一—オン及びその塩類                                |
| 五十七 | 二—(エチルアミノ)———(インダン—五—イル)ペンタン—一—オン及びその塩類                                |
| 五十八 | 三—「一—(エチルアミノ)シクロヘキシル」フェノール及びその塩類                                       |
| 五十九 | 二—(エチルアミノ)———(チオフェン—二—イル)シクロヘキサノン及びその塩類                                |
| 六十  | 二—(エチルアミノ)———(三—ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類                               |
| 六十一 | 二—(エチルアミノ)———二—フェニルシクロヘキサノン及びその塩類                                      |
| 六十二 | 二—(エチルアミノ)———二—(三—フルオロフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類                              |
| 六十三 | 二—(エチルアミノ)———二—(三—メチルフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類                               |
| 六十四 | N—エチル—N—イソプロピル—五—メトキシトリプタミン及びその塩類                                      |
| 六十五 | N—エチル—一—ジフェニル—五—メトキシトリプタミン及びその塩類                                       |
| 六十六 | エチル—三・三—ジメチル—二—(一—ペンチル—H—インダゾール—三—カルボキサミド)ブタノアート及びその塩類                 |
| 六十七 | 二—(四—エチル—二・五—ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類                                    |
| 六十八 | 二—(四—エチル—二・五—ジメトキシフェニル)———N—(二—メトキシベンジル)エタンアミン及びその塩類                   |
| 六十九 | 二—「四—エチル—一・五—ジメトキシフェニル」メチル」フェノール及びその塩類                                 |
| 七十  | 一—(四—エチル—二・五—ジメトキシフェニル)———メチル」フェノール及びその塩類                              |
| 七十一 | N—エチル—四—ヒドロキシ—N—プロピルトリプタミン及びその塩類                                       |
| 七十二 | N—エチル—四—ヒドロキシ—N—メチルトリプタミン及びその塩類                                        |
| 七十三 | 一—(四—エチルフェニル)———N—(二—メトキシベンジル)プロパン—二—アミン及びその塩類                         |
| 七十四 | エチル—二—(四—フルオロフェニル)———二—(ピペリジン—二—イル)アセテート及びその塩類                         |
| 七十五 | N—エチル—一—(二—フルオロフェニル)プロパン—二—アミン及びその塩類                                   |
| 七十六 | N—エチル—一—(三—フルオロフェニル)プロパン—二—アミン及びその塩類                                   |
| 七十七 | N—エチル—一—(四—フルオロフェニル)プロパン—二—アミン及びその塩類                                   |
| 七十八 | 三—エチル—二—(三—フルオロフェニル)モルフォリン及びその塩類                                       |
| 七十九 | エチル—二—「一—(四—フルオロベンジル)———H—インダゾール—三—カルボキサミド」———三—メチルブタノアート及びその塩類        |
| 八十  | エチル—二—「一—(五—フルオロペンチル)———H—インダゾール—三—カルボキサミド」———三—メチルブタノアート及びその塩類        |
| 八十一 | エチル—二—「一—(五—フルオロペンチル)———H—インダゾール—三—カルボキサミド」———三—メチルブタノアート及びその塩類        |
| 八十二 | エチル—二—「一—(五—フルオロペンチル)———H—インダゾール—三—カルボキサミド」———三—メチルブタノアート及びその塩類        |
| 八十三 | エチル—二—「一—(五—フルオロペンチル)———H—インダゾール—三—カルボキサミド」———三—メチルブタノアート及びその塩類        |
| 八十四 | 三—「二—(エチル(プロピル)アミノ)エチル」———H—インダゾール—四—イル—二—アセテート及びその塩類                  |
| 八十五 | N—エチル—N—メチルトリプタミン及びその塩類                                                |
| 八十六 | N—エチル—N—「二—(五—メトキシ—H—インドール—三—イル)エチル」プロパン—一—アミン及びその塩類                   |
| 八十七 | N—エチル—一—(三—メトキシフェニル)シクロヘキサノン—一—アミン及びその塩類                               |

|      |                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 八十八  | N―エチル―(四―メトキシフェニル)プロパン―ニ―アミン及びその塩類                                                   |
| 八十九  | 二―(四―エトキシ―三・五―ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類                                                 |
| 九十   | 一―(四―エトキシ―三・五―ジメトキシフェニル)プロパン―ニ―アミン及びその塩類                                             |
| 九十一  | 二―(四―エトキシベンジル)―五―ニトロ―一―「二―(ピペリジン―一―イール)エチル」ベンズイミダゾール及びその塩類                           |
| 九十二  | 二―(一―オキソ―一―フェニルプロパン―二―イール)イソインドリン―一・三―ジオン及びその塩類                                      |
| 九十三  | キノリン―八―イール―一―(シクロヘキシルメチル)―一―H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類                                 |
| 九十四  | キノリン―八―イール―三―「四・四―ジフルオロピペリジン―一―イール」スルホニル―一―四―メチルベンゾアート及びその塩類                         |
| 九十五  | キノリン―八―イール―一―(四―フルオロベンジル)―一―H―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類                                |
| 九十六  | キノリン―八―イール―一―(四―フルオロベンジル)―一―H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類                                 |
| 九十七  | キノリン―八―イール―一―(五―フルオロペンチル)―一―H―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類                                |
| 九十八  | キノリン―八―イール―一―ペンチル―一―H―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類                                        |
| 九十九  | キノリン―八―イール―一―ペンチル―一―H―インドール―一―三―カルボキシラート及びその塩類                                       |
| 百    | 五―クロロ―三―エチル―N―「四―(ピペリジン―一―イール)フェネチル」―一―H―インドール―二―カルボキサミド及びその塩類                       |
| 百一   | 二―(四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類                                                  |
| 百二   | 二―(四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル)―N―「三・四・五―トリメトキシベンジル」エタンアミン及びその塩類                             |
| 百三   | 二―(四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル)―N―「二―フルオロベンジル」エタンアミン及びその塩類                                   |
| 百四   | 二―「四―クロロ―二・五―ジメトキシフェネチルアミノ」メチル」フェノール及びその塩類                                           |
| 百五   | 一―(四―クロロフェニル)プロパン―ニ―アミン及びその塩類                                                        |
| 百六   | 二―(二―クロロフェニル)―一―「一―ペンチル―一―H―インドール―三―イール」エタノン及びその塩類                                   |
| 百七   | N―(四―クロロフェニル)―二―メチル―N―「二―フェネチルピペリジン―四―イール」プロパンアミド及びその塩類                              |
| 百八   | 一―(四―クロロフェニル)―N―メチルプロパン―ニ―アミン及びその塩類                                                  |
| 百九   | 二―(三―クロロフェニル)―三―メチルモルフォリン及びその塩類                                                      |
| 百十   | サルビノリンA                                                                              |
| 百十一  | 一―(四―シアノブチル)―N―「二―フェニルプロパン―二―イール」―一―H―ピロロ「二・三―b」ピリジン―三―カルボキサミド及びその塩類                 |
| 百十二  | N・N―ジイソプロピルトリブタミン及びその塩類                                                              |
| 百十三  | 三―ジエチルアミノ―二・二―ジメチルプロピル―四―アミノベンゾアート及びその塩類                                             |
| 百十四  | N・N―ジエチル―七―エチル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類                  |
| 百十五  | N・N―ジエチル―四―ヒドロキシトリブタミン及びその塩類                                                         |
| 百十六  | N・N―ジエチル―七―メチル―四―プロピオニル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類         |
| 百十七  | N・N―ジエチル―七―メチル―四―ペンタノイル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類         |
| 百十八  | N・N―ジエチル―五―メトキシトリブタミン及びその塩類                                                          |
| 百十九  | 一―(シクロブチルメチル)―N―「二―フェニルプロパン―二―イール」―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類                        |
| 百二十  | 一―(シクロブチルメチル)―N―「二―フェニルプロパン―二―イール」―一―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類                         |
| 百二十一 | 四―(シクロプロピルカルボニル)―N・N―ジエチル―七―メチル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類 |
| 百二十二 | 二―(シクロヘキシルアミノ)―一―「三・四―メチレンジオキシフェニル」ブタン―一―オン及びその塩類                                    |
| 百二十三 | 二―シクロヘキシル―一―フェニル―二―「ピロリジン―一―イール」エタン―一―オン及びその塩類                                       |
| 百二十四 | 二―「一―(シクロヘキシルメチル)―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタン酸及びその塩類                              |
| 百二十五 | 「二―(シクロヘキシルメチル)―一―H―インドール―三―イール」(ナフタレン―一―イール)メタノン及びその塩類                              |
| 百二十六 | 「二―(シクロヘキシルメチル)―一―H―インドール―三―イール」(四―メトキシナフタレン―一―イール)メタノン及びその塩類                        |
| 百二十七 | 五―(シクロヘキシルメチル)―二―「二―フェニルプロパン―二―イール」―二・五―ジヒドロ―一―H―ピリド「四・三―b」インドール―一―オン及びその塩類          |
| 百二十八 | 一―(二・三―ジクロロフェニル)ピペラジン及びその塩類                                                          |
| 百二十九 | 二―(三・四―ジクロロフェニル)―二―「(ピペリジン―二―イール)酢酸メチルエステル及びその塩類                                     |
| 百三十  | 四―「三・四―ジクロロフェニル」―七―メトキシ―二―メチル―一・二・三・四―テトラヒドロイソキノリン及びその塩類                             |
| 百三十一 | 一―(二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イール)―二―「(ピロリジン―一―イール)ペンタン―一―オン及びその塩類                             |
| 百三十二 | 一―(二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イール)プロパン―ニ―アミン及びその塩類                                             |
| 百三十三 | 一―(二・三―ジヒドロベンゾフラン―六―イール)プロパン―ニ―アミン及びその塩類                                             |
| 百三十四 | 一―(二・三―ジヒドロベンゾフラン―五―イール)―N―メチルプロパン―ニ―アミン及びその塩類                                       |

|      |                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 百三十五 | 一・二―ジフェニル―二―（ピロリジン―一―イル）エタン―一―オン及びその塩類                                            |
| 百三十六 | ジフェニル（ピロリジン―二―イル）メタノール及びその塩類                                                      |
| 百三十七 | 二―（ジフェニルメチル）ピペリジン及びその塩類                                                           |
| 百三十八 | 二―（ジフェニルメチル）ピロリジン及びその塩類                                                           |
| 百三十九 | 一―「二・二―ジフルオロペンジン」[d]「一・三」ジオキソール―五―イル）メチル」ピペラジン及びその塩類                              |
| 百四十  | N・N―ジプロピルトリブタミン及びその塩類                                                             |
| 百四十一 | （二・四―ジメチルアゼチジン―一―イル）―（七―メチル―四・六・六 a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―イル）メタノン及びその塩類 |
| 百四十二 | 二―「ジメチルアミノ」メチル」―（三―ヒドロキシフェニル）シクロヘキサノール及びその塩類                                      |
| 百四十三 | 一―（三・四―ジメチルフェニル）―二―（エチルアミノ）ブタン―一―オン及びその塩類                                         |
| 百四十四 | 一―（三・四―ジメチルフェニル）―二―（エチルアミノ）ペンタン―一―オン及びその塩類                                        |
| 百四十五 | 一―（三・四―ジメチルフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類                                    |
| 百四十六 | 二―「二・五―ジメトキシ―四―（トリフルオロメチル）フェニル」エタンアミン及びその塩類                                       |
| 百四十七 | 二―（二・五―ジメトキシ―四―ニトロフェニル）エタンアミン及びその塩類                                               |
| 百四十八 | 一―（二・五―ジメトキシ―四―ニトロフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類                                           |
| 百四十九 | 二―（二・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類                                                     |
| 百五十  | 一―（三・四―ジメトキシフェニル）―二―（エチルアミノ）ペンタン―一―オン及びその塩類                                       |
| 百五十一 | 一―（三・四―ジメトキシフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ヘキサン―一―オン及びその塩類                                   |
| 百五十二 | 一―（三・四―ジメトキシフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類                                   |
| 百五十三 | 一―（三・四―ジメトキシフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン及びその塩類                                       |
| 百五十四 | 二―（二・五―ジメトキシフェニル）―N―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類                                      |
| 百五十五 | 二―（二・五―ジメトキシ―四―プロピルフェニル）エタンアミン及びその塩類                                              |
| 百五十六 | 一―（三・五―ジメトキシ―四―プロポキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類                                         |
| 百五十七 | 二―（二・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル）エタンアミン及びその塩類                                               |
| 百五十八 | 二―（二・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル）―二―メトキシエタンアミン及びその塩類                                        |
| 百五十九 | 六 a・七・八・十 a―テトラヒドロ六・六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六 H―ジベンゾ「b・d」ピラン―一―イル」アセテート及びその塩類          |
| 百六十  | 六 a・七・十 a―テトラヒドロ六・六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六 H―ジベンゾ「b・d」ピラン―一―イル」アセテート及びその塩類            |
| 百六十一 | （二―「テトラヒドロピラン―四―イル」メチル）―H―インドール―三―イル）（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）メタノン及びその塩類       |
| 百六十二 | （二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）（二・四・四・四―トリフルオロブチル）―H―インドール―三―イル」メタノン及びその塩類           |
| 百六十三 | 二―（二・四・五―トリクロロ―三・六―ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類                                         |
| 百六十四 | 一―（二・四・六―トリメトキシフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類                                              |
| 百六十五 | 二―（ナフタレン―二―イル）―二―（ピペリジン―二―イル）酢酸エチルエステル及びその塩類                                      |
| 百六十六 | 二―（ナフタレン―二―イル）―二―（ピペリジン―二―イル）酢酸メチルエステル及びその塩類                                      |
| 百六十七 | 一―（ナフタレン―二―イル）―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類                                      |
| 百六十八 | ナフタレン―一―イル」―（四―フルオロペンチル）―H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類                                 |
| 百六十九 | ナフタレン―一―イル」―（五―フルオロペンチル）―H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類                                 |
| 百七十  | N―（ナフタレン―一―イル）―（五―フルオロペンチル）―H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類                              |
| 百七十一 | ナフタレン―一―イル」―（五―フルオロペンチル）―H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類                                 |
| 百七十二 | ナフタレン―一―イル（二―ペンチル―H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類                                         |
| 百七十三 | N―（ナフタレン―一―イル）―（二―ペンチル―H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類                                    |
| 百七十四 | ナフタレン―一―イル」―（二―ペンチル―H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類                                      |
| 百七十五 | N―（ナフタレン―一―イル）―（二―ペンチル―H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類                                   |
| 百七十六 | ナフタレン―一―イル（四―ペンチルオキシ）ナフタレン―一―イル」メタノン及びその塩類                                        |
| 百七十七 | ナフタレン―一―イル（九―ペンチル―H―カルバゾール―三―イル）メタノン及びその塩類                                        |
| 百七十八 | ナフタレン―一―イル（二―ペンチル―H―ピロール―三―イル）メタノン及びその塩類                                          |
| 百七十九 | ナフタレン―一―イル（二―ペンチル―五―フェニル―H―ピロール―三―イル）メタノン及びその塩類                                   |
| 百八十  | N―（ナフタレン―一―イル）―（二―ペンチル―H―インドール―三―カルボニル）―H―インドール―三―カルボニル）―H―インドール―三―カルボニル及びその塩類    |
| 百八十一 | 二―「ビス（四―フルオロフェニル）メチル」スルフィニル）アセトアミド及びその塩類                                          |



- 二百二十九 一 (五フルオロペンチル) — N—フェニル — H—インドール — 三—カルボキサミド及びその塩類
- 二百三十 一 (五フルオロペンチル) — N— (二フェニルプロパン—ニール) — H—インダゾール — 三—カルボキサミド及びその塩類
- 二百三十一 一 (五フルオロペンチル) — N— (二フェニルプロパン—ニール) — H—インドール — 三—カルボキサミド及びその塩類
- 二百三十二 五 (五フルオロペンチル) — N— (二フェニルプロパン—ニール) — 二—五—ジヒドロ — H—ピリド [四・三—b] インドール — オン及びその塩類
- 二百三十三 一 (五フルオロペンチル) — N— (二フェニルプロパン—ニール) — H—ビロロ [二・三—b] ピリジン — 三—カルボキサミド及びその塩類
- 二百三十四 一 (五フルオロペンチル) — H—ベンゾ [d] イミダゾール — ニール (ナフタレン—ニール) — メタノン及びその塩類
- 二百三十五 一 (四フルオロ—三—メチルフェニル) — ニール (ピロリジン—ニール) — ペンタン — オン及びその塩類
- 二百三十六 二 (四—プロモ—二・五—ジメトキシフェニル) — N— (二フルオロベンジル) — エタンアミン及びその塩類
- 二百三十七 二 (四—プロモ—二・五—ジメトキシフェニル) — N— (二フルオロベンジル) — エタンアミン及びその塩類
- 二百三十八 二 (八—プロモ—二・三・六・七—テトラヒドロベンゾ [二・二—b—四・五—b] ジフラン—四—ニール) — エタンアミン及びその塩類
- 二百三十九 一 (八—プロモ—二・三・六・七—テトラヒドロベンゾ [二・二—b—四・五—b] ジフラン—四—ニール) — エタンアミン及びその塩類
- 二百四十 六 a・七・八・九・十・十一 a—ヘキサヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六 H—ジベンゾ [b・d] ピラン — ニール—アセテート及びその塩類
- 二百四十一 二—ベンジルアミノ— (三・四—メチレンジオキシフェニル) — プロパン — オン及びその塩類
- 二百四十二 四—ベンジル—ニール (五フルオロペンチル) — H—インドール — 三—カルボキサミド及びその塩類
- 二百四十三 N—ベンジル — (五フルオロペンチル) — H—インドール — 三—カルボキサミド及びその塩類
- 二百四十四 N—ベンジル — (五フルオロペンチル) — H—インドール — 三—カルボキサミド及びその塩類
- 二百四十五 一—ベンジル—四—メチル—ニール (五フルオロペンチル) — H—インドール — 三—カルボキサミド及びその塩類
- 二百四十六 一— (ベンゾ [b] チオフェン—ニール) シクロヘキシル — ペリジン及びその塩類
- 二百四十七 一— (ベンゾフラン—ニール) — N—エチルプロパン—ニール — アミン及びその塩類
- 二百四十八 一— (ベンゾフラン—四—ニール) — N—エチルプロパン—ニール — アミン及びその塩類
- 二百四十九 一— (ベンゾフラン—五—ニール) — N—エチルプロパン—ニール — アミン及びその塩類
- 二百五十 一— (ベンゾフラン—六—ニール) — N—エチルプロパン—ニール — アミン及びその塩類
- 二百五十一 一— (ベンゾフラン—ニール) — プロパン — ニール — アミン及びその塩類
- 二百五十二 一— (ベンゾフラン—五—ニール) — プロパン — ニール — アミン及びその塩類
- 二百五十三 一— (ベンゾフラン—六—ニール) — プロパン — ニール — アミン及びその塩類
- 二百五十四 一— (ベンゾフラン—ニール) — N—メチルプロパン—ニール — アミン及びその塩類
- 二百五十五 一— (ベンゾフラン—五—ニール) — N—メチルプロパン—ニール — アミン及びその塩類
- 二百五十六 一— (ペンチル—N— (キノリン—八—ニール) — H—インダゾール — 三—カルボキサミド及びその塩類
- 二百五十七 一— (ペンチル—N— (二フェニルプロパン—ニール) — H—インダゾール — 三—カルボキサミド及びその塩類
- 二百五十八 一— (ペンチル—N— (二フェニルプロパン—ニール) — H—インドール — 三—カルボキサミド及びその塩類
- 二百五十九 一— (二—メチルアゼパ—ニール) — H—インドール — 三—ニール (ナフタレン—ニール) — メタノン及びその塩類
- 二百六十 二— (メチルアミノ) — (三・四—ジメチルフェニル) — プロパン — オン及びその塩類
- 二百六十一 二— (メチルアミノ) — (三・四—ジメチルフェニル) — プロパン — オン及びその塩類
- 二百六十二 二— (メチルアミノ) — (二フェニルシクロヘキサノン及びその塩類
- 二百六十三 二— (メチルアミノ) — (二フェニルシクロヘキサノン及びその塩類
- 二百六十四 N—メチル—ニール — (二・三・七 a・S・十二 b S) — 三—エチル—七 a—ヒドロキシ—八—メトキシ—一・二・三・四・六・七・十二 b—オクタヒドロインドロ [二・三—a] キノリジン—ニール
- 二百六十五 (E) —メチル—ニール — (二・三・七 a・S・十二 b S) — 三—エチル—七 a—ヒドロキシ—八—メトキシ—一・二・三・四・六・七・十二 b—オクタヒドロインドロ [二・三—a] キノリジン—ニール
- 二百六十六 三—a—キノリジン—ニール — (二・三・七 a・S・十二 b S) — 三—エチル—七 a—ヒドロキシ—八—メトキシ—一・二・三・四・六・七・十二 b—オクタヒドロインドロ [二・三—a] キノリジン—ニール
- 二百六十七 一— (メチル—ニール) — (二・三・七 a・S・十二 b S) — 三—エチル—七 a—ヒドロキシ—八—メトキシ—一・二・三・四・六・七・十二 b—オクタヒドロインドロ [二・三—a] キノリジン—ニール
- 二百六十八 一— (メチル—ニール) — (二・三・七 a・S・十二 b S) — 三—エチル—七 a—ヒドロキシ—八—メトキシ—一・二・三・四・六・七・十二 b—オクタヒドロインドロ [二・三—a] キノリジン—ニール
- 二百六十九 一— (メチル—ニール) — (二・三・七 a・S・十二 b S) — 三—エチル—七 a—ヒドロキシ—八—メトキシ—一・二・三・四・六・七・十二 b—オクタヒドロインドロ [二・三—a] キノリジン—ニール
- 二百七十 一— (メチル—ニール) — (二・三・七 a・S・十二 b S) — 三—エチル—七 a—ヒドロキシ—八—メトキシ—一・二・三・四・六・七・十二 b—オクタヒドロインドロ [二・三—a] キノリジン—ニール
- 二百七十一 N—メチル— (ナフタレン—ニール) — プロパン — ニール — アミン及びその塩類
- 二百七十二 (四—メチル—ニール) — (二・三・七 a・S・十二 b S) — 三—エチル—七 a—ヒドロキシ—八—メトキシ—一・二・三・四・六・七・十二 b—オクタヒドロインドロ [二・三—a] キノリジン—ニール
- 二百七十三 一— (二—メチル—ニール) — (二・三・七 a・S・十二 b S) — 三—エチル—七 a—ヒドロキシ—八—メトキシ—一・二・三・四・六・七・十二 b—オクタヒドロインドロ [二・三—a] キノリジン—ニール

|       |         |                                                                         |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 二百七十四 | 一       | 「(三)メチルフェニル」シクロヘキシル」ピロリジン及びその塩類                                         |
| 二百七十五 | 二       | 「(四)メチルフェニル」ニ「(ピペリジンニール) 酢酸メチルエステル及びその塩類                                |
| 二百七十六 | 一       | 「(四)メチルフェニル」プロパンニ「アミン及びその塩類                                             |
| 二百七十七 | メチル     | 「(二)フェニルプロパンニ「ニール」カルバミン酸一・一ジメチルエチル及びその塩類                                |
| 二百七十八 | 二       | 「(二)メチルフェニル」ニ「(ニ)ペンチルニール」H-インドールニ「ニール」エタンニ「一オン及びその塩類                    |
| 二百七十九 | 一       | 「(三)メチルフェニル」メチル」ピペラジン及びその塩類                                             |
| 二百八十  | 一       | 「(三)メチルフェニル」ニ「メチルプロパンニ「ニアミン及びその塩類                                       |
| 二百八十一 | メチルニ    | 「(四)フルオロブチル」ニ「H-インドールニ「ニール」カルボキサミド」ニ「三・三」ジメチルブタノアート及びその塩類               |
| 二百八十二 | メチルニ    | 「(四)フルオロベンジル」ニ「H-インダゾールニ「ニール」カルボキサミド」ニ「三・三」ジメチルブタノアート及びその塩類             |
| 二百八十三 | メチルニ    | 「(四)フルオロベンジル」ニ「H-インドールニ「ニール」カルボキサミド」ニ「三・三」ジメチルブタノアート及びその塩類              |
| 二百八十四 | メチルニ    | 「(四)フルオロベンジル」ニ「H-インドールニ「ニール」カルボキサミド」ニ「三・三」ジメチルブタノアート及びその塩類              |
| 二百八十五 | メチルニ    | 「(五)フルオロペンチル」ニ「H-インドールニ「ニール」カルボキサミド」ニ「三・三」ジメチルブタノアート及びその塩類              |
| 二百八十六 | メチルニ    | 「(五)フルオロペンチル」ニ「H-インドールニ「ニール」カルボキサミド」ニ「三・三」ジメチルブタノアート及びその塩類              |
| 二百八十七 | メチルニ    | 「(五)フルオロペンチル」ニ「H-インドールニ「ニール」カルボキサミド」ニ「三・三」ジメチルブタノアート及びその塩類              |
| 二百八十八 | メチルニ    | 「(五)フルオロペンチル」ニ「H-インドールニ「ニール」カルボキサミド」ニ「三・三」ジメチルブタノアート及びその塩類              |
| 二百八十九 | ニ「メチル」ニ | 「(五)フルオロペンチル」ニ「H-インドールニ「ニール」カルボキサミド」ニ「三・三」ジメチルブタノアート及びその塩類              |
| 二百九十  | ニ「メチル」ニ | 「(五)フルオロペンチル」ニ「H-インドールニ「ニール」カルボキサミド」ニ「三・三」ジメチルブタノアート及びその塩類              |
| 二百九十一 | メチルニ    | 「(五)フルオロペンチル」ニ「H-インドールニ「ニール」カルボキサミド」ニ「三・三」ジメチルブタノアート及びその塩類              |
| 二百九十二 | メチルニ    | 「(五)フルオロペンチル」ニ「H-インドールニ「ニール」カルボキサミド」ニ「三・三」ジメチルブタノアート及びその塩類              |
| 二百九十三 | ニ「メチル」ニ | 「(五)フルオロペンチル」ニ「H-インドールニ「ニール」カルボキサミド」ニ「三・三」ジメチルブタノアート及びその塩類              |
| 二百九十四 | 五・六     | 「メチレンジオキシシロダン」ニ「アミン及びその塩類                                               |
| 二百九十五 | 一       | 「(三・四)メチレンジオキシフェニル」ブタンニ「ニアミン及びその塩類                                      |
| 二百九十六 | 一       | 「(三・四)メチレンジオキシフェニル」ブタンニ「ニアミン及びその塩類                                      |
| 二百九十七 | 一       | 「(三・四)メチレンジオキシフェニル」ニ「(プロピルアミノ) ブタンニ「一オン及びその塩類                           |
| 二百九十八 | 一       | 「(三・四)メチレンジオキシフェニル」ニ「(プロピルアミノ) ブタンニ「一オン及びその塩類                           |
| 二百九十九 | 一       | 「(五)メチルニ「H-インドールニ「ニール」プロパンニ「ニアミン及びその塩類                                  |
| 三百    | (Z) N   | 「(二)メチルニ「H-インドールニ「ニール」プロパンニ「ニアミン及びその塩類                                  |
| 三百一   | 五       | 「メトキシ」N・N-ジプロピルトリブタミン及びその塩類                                             |
| 三百二   | 一       | 「メトキシ」三・三-ジメチルニ「オキソブタンニ「ニール」ニ「(シクロヘキシルメチル)ニ「H-インダゾールニ「ニール」カルボキサミド及びその塩類 |
| 三百三   | 五       | 「メトキシ」N・N-ジメチルトリブタミン及びその塩類                                              |
| 三百四   | 一       | 「(四)メトキシフェニル」シクロヘキシル」ピペリジン及びその塩類                                        |
| 三百五   | 四       | 「(三)メトキシフェニル」シクロヘキシル」モルフォリン及びその塩類                                       |
| 三百六   | 一       | 「(四)メトキシフェニル」ピペラジン及びその塩類                                                |
| 三百七   | 一       | 「(二)メトキシフェニル」ニ「(ニ)フェニルエチル」ピペリジン及びその塩類                                   |
| 三百八   | N       | 「(四)メトキシフェニル」ニ「(ニ)フェニルエチル」ピペリジン及びその塩類                                   |
| 三百九   | 二       | 「(三)メトキシフェニル」ニ「(ニ)フェニルエチル」ピペリジン及びその塩類                                   |
| 三百十   | 二       | 「(二)メトキシフェニル」ニ「(ニ)ペンチルニール」H-インドールニ「ニール」エタンニ「一オン及びその塩類                   |
| 三百十一  | (二)     | 「メトキシフェニル」ニ「(ニ)ペンチルニール」H-インドールニ「ニール」エタンニ「一オン及びその塩類                      |
| 三百十二  | (四)     | 「メトキシフェニル」ニ「(ニ)ペンチルニール」H-インドールニ「ニール」エタンニ「一オン及びその塩類                      |
| 三百十三  | 二       | 「(三)メトキシフェニル」ニ「(ニ)メチルアミノ」シクロヘキサノン及びその塩類                                 |
| 三百十四  | 二       | 「(二)メトキシフェニル」ニ「(ニ)メチルアミノ」シクロヘキサノン及びその塩類                                 |
| 三百十五  | 三       | 「(二)メトキシベンジルアミノ」エチル」キナゾリンニ「二・四」(H・三H)「ジオン及びその塩類                         |
| 三百十六  | N       | 「(二)メトキシベンジル」ニ「(二・五)ジメトキシニ「四」メチルフェニル」エタンアミン及びその塩類                       |
| 三百十七  | N       | 「(二)メトキシベンジル」ニ「(二・五)ジメトキシニ「四」メチルフェニル」エタンアミン及びその塩類                       |
| 三百十八  | 三       | 「メトキシ」ニ「(メチルアミノ)ニ「(四)メチルフェニル」プロパンニ「ニアミン及びその塩類                           |
| 三百十九  | 五       | 「メトキシ」ニ「(メチルアミノ)ニ「(四)メチルフェニル」プロパンニ「ニアミン及びその塩類                           |
| 三百二十  | 一       | 「(二)メトキシ」四・五「メチレンジオキシフェニル」プロパンニ「ニアミン及びその塩類                              |

|       |                                                                                                                                                                                       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三百二十一 | 「(二)メトキシ・四・五・メチレンジオキシフェニル」―「二」(メチルアミノ)プロパン―「オン及びその塩類                                                                                                                                  |
| 三百二十二 | 「二」(二)モルフォリノエチル」―「H―インドール―三―イル」(ナフタレン―「イル」)メタノン及びその塩類                                                                                                                                 |
| 三百二十三 | 五―ヨードインドアン―二―アミン及びその塩類                                                                                                                                                                |
| 三百二十四 | 「一」(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類                                                                                                                                              |
| 三百二十五 | 「二」(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニル)―N―「三・四―メチレンジオキシベンジル」エタンアミン及びその塩類                                                                                                                             |
| 三百二十六 | 「二」(四―ヨード―二・五―ジメトキシフェニルアミノ)メチル」フェニル及びその塩類                                                                                                                                             |
| 三百二十七 | 「二」(ヨード―五―ニトロフェニル)―「一」(メチルピペリジン―「イル」)メチル」―「H―インドール―三―イル」メタノン及びその塩類                                                                                                                    |
| 三百二十八 | 「二」(ヨードフェニル)「二」ペンチル―「H―インドール―三―イル」メタノン及びその塩類                                                                                                                                          |
| 三百二十九 | 「二」(ヨードフェニル)「二」(メチルアゼパン―三―イル)―「H―インドール―三―イル」メタノン及びその塩類                                                                                                                                |
| 三百三十  | 「二」(ヨードフェニル)「二」(メチルピペリジン―「イル」)メチル」―「H―インドール―三―イル」メタノン及びその塩類                                                                                                                           |
| 三百三十一 | 「二」(H―インドール―三―イル)「ナフタレン―「イル」メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。 |

イ 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚醒剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬及び向精神薬

ハ (四)エトキシナフタレン―「イル」(一)オクチル―「H―インドール―三―イル」メタノン及びその塩類  
ニ (一)オクチル―「H―インドール―三―イル」(四)ペンチルナフタレン―「イル」メタノン及びその塩類  
ホ (四)ヘキシルナフタレン―「イル」(一)オクチル―「H―インドール―三―イル」メタノン及びその塩類  
ヘ (一)ヘプチル―「H―インドール―三―イル」(四)ヘキシルナフタレン―「イル」メタノン及びその塩類  
ト (四)メトキシナフタレン―「イル」(一)オクチル―「H―インドール―三―イル」メタノン及びその塩類

| 第一欄                                        | 第二欄                                  |
|--------------------------------------------|--------------------------------------|
| 一 直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのいずれかのものに限定する。)       | 一 直鎖状アルキル基(炭素数が一から六までのいずれかのものに限定する。) |
| 二 直鎖状アルケニル基(炭素数が五のものに限る。)                  | 二 アルコキシ基(炭素数が一又は二のものに限る。)            |
| 三 直鎖状アルキル基(炭素数が三から五までのいずれかのものに限定する。)       | 三 フッ素原子                              |
| 素原子、ヨウ素原子、シアノ基、水酸基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基 | 四 塩素原子                               |
|                                            | 五 臭素原子                               |
|                                            | 六 ヨウ素原子                              |

三百三十二 「(一)メチル―「H―インドール―三―イル」(ナフタレン―「イル」)メタノンのインドール環の一位に次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が結合している物であって当該インドール環の一位及び当該ナフタレン環の四位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く。

イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤

ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

ハ (一)メチル―「ヘプチル―「H―インドール―三―イル」(四)ペンチルナフタレン―「イル」)メタノン及びその塩類

| 第一欄                                                                               | 第二欄                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 一 直鎖状アルキル基(炭素数が三から七まで(当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基が結合する場合にあつては、三又は四)のいずれかのものに限定する。) | 一 直鎖状アルキル基(炭素数が一から六までのいずれかのものに限定する。) |
| 二 炭素数が八の直鎖状アルキル基(当該ナフタレン環の四位に炭素数が二又は三の直鎖状アルキル基が結合する場合に限る。)                        | 二 アルコキシ基(炭素数が一又は二のものに限る。)            |
| 三 炭素数が五の直鎖状アルケニル基(当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基以外の置換基又は水素が結合する場合に限る。)                | 三 フッ素原子                              |
| 四 直鎖状アルキル基(炭素数が三から五まで(当該ナフタレン環の四位に炭素数が六の直鎖状アルキル基が結合する場合にあつては、三又は四)のいずれかのものに限定する。) | 四 塩素原子                               |
| 基又はアセトキシ基のいずれか一種類が一つ結合した基                                                         | 五 臭素原子                               |
|                                                                                   | 六 ヨウ素原子                              |

三百三十三 「二」アミノ―「フェニルプロパン―「オン」(以下この号及び第二号第六号において「基本骨格」という。)

の代わりに次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、ベンゼン環の二位から六位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合している物であって基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く(第二号第六号において「カチノン系化合物群」という。)

イ 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤  
ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

| 第一欄                                                                               | 第二欄                                                                                   | 第三欄                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 メチルアミノ基<br>二 エチルアミノ基<br>三 ジメチルアミノ基<br>四 ジエチルアミノ基<br>五 メチルエチルアミノ基<br>六 一―ピロリジニル基 | 一 メチル基<br>二 エチル基<br>三 直鎖状プロピル基<br>四 直鎖状ブチル基<br>五 直鎖状ペンチル基<br>六 直鎖状ヘキシル基<br>七 直鎖状ヘプチル基 | 一 メチル基<br>二 エチル基<br>三 メトキシ基<br>四 メチレンジオキシ基<br>五 フッ素原子<br>六 塩素原子<br>七 臭素原子<br>八 ヨウ素原子 |

三百三十四 六 a・七・八・十 a―テトラヒドロ六・六・九―トリメチル六 H―ジベンゾ「b・d」ピラン―一オール  
の三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合するものであって、一位、三位、六位及び九位以外にさらに置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。  
三百三十五 六 a・七・十・十 a―テトラヒドロ六・六・九―トリメチル六 H―ジベンゾ「b・d」ピラン―一オール  
の三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合するものであって、一位、三位、六位及び九位以外にさらに置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。  
三百三十六 六 a・七・八・九・十・十 a―ヘキサヒドロ六・六・九―トリメチル六 H―ジベンゾ「b・d」ピラン―一オール  
の三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であって、一位、三位及び六位以外にさらに置換基が結合していないもの及びこれらの塩類  
三百三十七 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物。ただし、サルビア デイビノラム（直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。）及びミトラガイナ スペシオ―サ（ミトラガイナ属に属する他の種の交雑種を含み、直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。）以外の植物を除く。  
（医療等の用途）

第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。

一 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

三 法第六十九条第四項及び第六項に規定する試験の用途

四 法第七十六条の六第一項に規定する検査の用途

五 法第七十六条の八第一項に規定する試験の用途

六 犯罪鑑識の用途

七 前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途

|                                                 |                      |
|-------------------------------------------------|----------------------|
| 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する物                             | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 |
| 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する物                             | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 |
| 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する物                              | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 |
| 亜硝酸シクロヘキシル及びこれを含有する物                            | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 |
| 亜硝酸ブチル及びこれを含有する物                                | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 |
| 二―アミノ―（四―プロモ―二・五―ジメトキシフェニル）エタノン、その塩類及びこれらを含有する物 | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 |
| 一酸化二窒素及びこれを含有する物                                | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 |

一 疾病の治療の用途（法第十四条若しくは第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。）  
二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

|                                                              |                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| インダン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む物                                     | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| ニ―（エチルアミノ）―ニ―（チオフェン―ニ―イル）シクロヘキサノン、その塩類及びこれらを含む物              | 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）                                  |
| N―エチル―ニ―（四―メトキシフェニル）プロパン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む物                 | 四 工業用の洗浄剤の用途<br>五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物の用途<br>六 電気絶縁の用途<br>七 噴射剤の用途<br>八 冷媒の用途 |
| ニ―（ニ―オキソ―ニ―フェニルプロパン―ニ―イル）イソインドリン―一・三―ジオン、その塩類及びこれらを含む物       | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途<br>学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）          |
| ニ―（四―クロロフェニル）プロパン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む物                        | 一 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途<br>二 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）      |
| 三―ジエチルアミノ―ニ―ニ―ジメチルプロピル―四―アミノベンゾート、その塩類及びこれらを含む物              | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| ニ―（ニ・三―ジクロロフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物                          | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| ジフェニル（ピロリジン―ニ―イル）メタノール、その塩類及びこれらを含む物                         | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| ニ―（ジフェニルメチル）ピペリジン、その塩類及びこれらを含む物                              | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| ニ―（ジフェニルメチル）ピロリジン、その塩類及びこれらを含む物                              | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| ニ―「（ニ・ニ―ジフルオロベンゾ）「d」「一・三」ジオキソール―五―イル」メチル」ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物 | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| ニ―「（ジメチルアミノ）メチル」―ニ―（三―ヒドロキシフェニル）シクロヘキサノール、その塩類及びこれらを含む物      | 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）                                  |
| ニ―（ニ・五―ジメトキシフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物                        | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| ニ―（ニ・五―ジメトキシ―四―プロピルフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物                 | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| ニ―（ニ・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル）エタンアミン、その塩類及びこれらを含む物                  | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| ナフタレン―ニ―イル（ニ―ペンチル―H―ピロール―三―イル）メタノン、その塩類及びこれらを含む物             | 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）                                  |
| ニ―（四―フルオロフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物                            | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| ニ―（ニ―フルオロフェニル）プロパン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む物                       | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| ニ―（三―フルオロフェニル）プロパン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む物                       | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| 四―ベンジルペリジン、その塩類及びこれらを含む物                                     | 一 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途<br>二 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）      |
| ニ―（ベンゾフラン―ニ―イル）プロパン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む物                      | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| ニ―「（メチルアミノ）メチル」―三・四―ジヒドロナフタレン―一（二H）―オン、その塩類及びこれらを含む物         | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| N―メチルインダン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む物                                | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |
| ニ―「（三―メチルフェニル）メチル」ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物                        | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                                                          |

|                                                                                 |                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| メチル――フェネチル――四――（N―フェニルプロバナミド）ピペリジン――四――カルボキシラート、その塩類及びこれらを含む物                   | 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。） |
| ――（三・四―メチレンジオキシベンジル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物                                         | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                         |
| ――（四―メトキシフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物                                               | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                         |
| ――「――」（二―メトキシフェニル）――二―フェニルエチル」ピペリジン、その塩類及びこれらを含む物                               | 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。） |
| 五―メトキシ――二―メチル――N・N―ジメチルトリブタミン、その塩類及びこれらを含む物                                     | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                         |
| 五―ヨードインダン――二―アミン、その塩類及びこれらを含む物                                                  | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                         |
| ――（四―ヨード――二・五―ジメトキシフェニル）プロパン――二―アミン、その塩類及びこれらを含む物                               | 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。） |
| （二―ヨード――五―ニトロフェニル）（二―「――メチルピペリジン――二―イル」メチル）――H――インドール――三―イル）メタノン、その塩類及びこれらを含む物  | 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。） |
| カチノン系化合物群（基本骨格の二位にジメチルアミノ基、ジェチルアミノ基、メチルエチルアミノ基又は一―ピロリジニル基が結合している物を除く。）及びこれらを含む物 | 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途                                         |

七 前各号に掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年二月二二日厚生労働省令第一四六号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二〇年一月一八日厚生労働省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年二月二七日厚生労働省令第一七二号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二一年一〇月二二日厚生労働省令第一四九号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二二年八月二五日厚生労働省令第九六号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年四月一四日厚生労働省令第五〇号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年九月二〇日厚生労働省令第一一五号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年二月二二日厚生労働省令第一五〇号）

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第十四条の規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年六月一日厚生労働省令第九〇号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二四年八月三日厚生労働省令第一一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年一〇月一七日厚生労働省令第一四六号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二四年二月一七日厚生労働省令第一五九号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年二月一九日厚生労働省令第一八号）

この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。

1

2 1

2 1

1

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年二月二〇日厚生労働省令第一九号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年四月三〇日厚生労働省令第六四号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年六月二八日厚生労働省令第八六号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年一〇月二一日厚生労働省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年二月二三日厚生労働省令第一二八号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二五年二月二〇日厚生労働省令第一三二号）

この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二五年政令第三百五十五号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二六年三月六日厚生労働省令第一八号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年六月二一日厚生労働省令第六八号）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年七月二日厚生労働省令第七五号）

この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二六年政令第二百四十八号）の施行の日（平成二六年八月一日）から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年七月二五日厚生労働省令第七九号）抄

1（施行期日）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄

1（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二六年八月二五日厚生労働省令第一〇〇号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年九月一九日厚生労働省令第一〇六号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月二九日厚生労働省令第一一七号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年一一月一八日厚生労働省令第一二五号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年一二月二六日厚生労働省令第一四七号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年一月三〇日厚生労働省令第一三三号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年二月一八日厚生労働省令第二二二号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年三月二五日厚生労働省令第四一四号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年五月二日厚生労働省令第九八号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年五月二二日厚生労働省令第一〇四号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

- この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十七年六月二十四日厚生労働省令第一一七号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十七年七月二十九日厚生労働省令第二二七号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十七年八月二十九日厚生労働省令第二三二号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十七年九月二十六日厚生労働省令第一四〇号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十七年一〇月二日厚生労働省令第一五九号）  
この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百五十四号）の施行の日（平成二十七年十一月一日）から施行する。

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 附 則（平成二十七年十一月二五日厚生労働省令第一六四号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十七年十二月二五日厚生労働省令第一七〇号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十八年一月二二日厚生労働省令第七号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十八年二月一〇日厚生労働省令第一八号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十八年二月一八日厚生労働省令第二一号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十八年三月九日厚生労働省令第二八号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十八年四月八日厚生労働省令第九二号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十八年五月二七日厚生労働省令第一〇三号）  
この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百三十二号）の施行の日（平成二十八年六月二十六日）から施行する。

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 附 則（平成二十八年六月二二日厚生労働省令第一一六号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十八年八月二四日厚生労働省令第一四三号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十八年十一月一日厚生労働省令第一六五号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十八年十二月二二日厚生労働省令第一七九号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十九年二月二四日厚生労働省令第一二二号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十九年六月二二日厚生労働省令第六五号）  
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 附 則（平成二十九年七月二六日厚生労働省令第七七号）  
この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百四号）の施行の日（平成二十九年八月二十五日）から施行する。

- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年八月二九日厚生労働省令第九一号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月三一〇日厚生労働省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二九年一二月一九日厚生労働省令第一三二号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成三〇年二月二八日厚生労働省令第一八号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成三〇年六月二〇日厚生労働省令第七六号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成三〇年七月二一日厚生労働省令第八七号）

この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百八十七号）の施行の日（平成三十年七月二十日）から施行する。

2 1 附 則（平成三〇年八月二二日厚生労働省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成三〇年一一月一四日厚生労働省令第一三二号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成三〇年一二月一九日厚生労働省令第一四六号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（平成三一年二月一九日厚生労働省令第一六号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和元年六月一三日厚生労働省令第一一号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第一九号）

この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第四十七号）の施行の日から施行する。

1 附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第一九号）

この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第四十七号）の施行の日から施行する。

2 附 則（令和元年八月二九日厚生労働省令第三五号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和元年一一月一四日厚生労働省令第六九号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和元年一二月一七日厚生労働省令第八一号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和二年二月一三日厚生労働省令第一五号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和二年二月二八日厚生労働省令第一九号）

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日から施行する。

附 則（令和二年二月二八日厚生労働省令第一九号）

抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和二年七月八日厚生労働省令第一三八号）

2 1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百二十号）の施行の日から施行する。

附 則（令和二年八月二六日厚生労働省令第一五三号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五号）

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附 則 （令和二年一月一九日厚生労働省令第一八五号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和三年一月二二日厚生労働省令第七号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和三年一月二九日厚生労働省令第一五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に規定する規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

附 則 （令和三年三月一五日厚生労働省令第四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和三年六月一七日厚生労働省令第一〇五号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和三年八月二五日厚生労働省令第一四二号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和三年九月八日厚生労働省令第一五二号）

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百五十号）の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七四号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和四年一月一九日厚生労働省令第九号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和四年三月七日厚生労働省令第三四号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和四年六月二八日厚生労働省令第九八号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和四年七月二七日厚生労働省令第一〇六号）

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百五十五号）の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和四年八月三〇日厚生労働省令第一二〇号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和四年十二月一六日厚生労働省令第一六八号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和五年三月一〇日厚生労働省令第二二号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和五年六月二二日厚生労働省令第八六号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和五年七月二五日厚生労働省令第九八号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和五年八月三一日厚生労働省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 （令和五年九月一九日厚生労働省令第一一三号）

この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十七号）の施行の日から施行する。

1

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年一〇月二六日厚生労働省令第一三四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年一月二二日厚生労働省令第一四三号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年二月二七日厚生労働省令第一六六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和六年一月一九日厚生労働省令第一一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和六年三月六日厚生労働省令第三六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。